

議案第91号

議案名 訴えの提起について

資料2 宝塚市営住宅管理条例第42条第1項(4)「正当な理由」の具体例

訴えの提起の根拠となる宝塚市営住宅管理条例第42条第1項第4号「正当な理由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。」における「正当な理由」とは、入院、出張、旅行、短期留学、介護等が該当します。